

第 2 2 期 第 1 6 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年10月20日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	二本柳 勝
	〃	竹 林 雅 史
〃	南 谷 雅 人	
〃	宮 野 昭 一	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	三戸地方水産事務所 所長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 副所長	田 村 直 明

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）
原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆さんがお揃いでありますので、ただ今から、第22期第16回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

秋の陽気が感じられてきた今日、委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、富田委員と尾崎委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願い致します。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方、1枚めくっていただいて、2ページ目から説明させていただきます。

いつものとおり漁業種類、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明します。

まず最初、ほっきがい雑けた網漁業です。

4段に分かれていまして、上段が東共第7号、八戸みなと漁協9隻、次が市川漁協の組合員で3隻、百石町漁協の組合員で33隻、4段目が三沢市漁協の組合員で40隻となっております。

2ページ目下の段です、ほたてけた網漁業です、野牛漁協の組合員で19隻となっております。

続いて3ページ目を御覧ください、ほたてけた網・うに雑けた網漁業、これは、石持漁協の組合員で7隻となっております。

続いて、4ページを御覧ください、しらうお機船船びき網漁業です、八戸みなと漁協の組合員で1隻となっております。

5ページ目に入ります。

あんこう固定式刺し網漁業、2段に分かれている上段は、風間浦大字下風呂に住所を有する者ということで10隻、下の段は、風間浦大字易国間に住所を有する者で2

隻となっております。

6 ページ目は、この続きで、同じ、あんこう固定式刺し網漁業で風間浦村大字蛇浦に住所を有する者で4隻となっております。

県からの補足説明は以上です。御審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして、発言する際は、挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

御質問、御意見もないようですから、諮問どおりとすることとしたいと思いますが、御異議ございませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、予定していた議題が終了しましたので、以上、これをもちまして、第22期第16回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時37分